鶴田ダム再開発事業費等監理委員会

設立主旨

ダム建設事業は、調査設計段階から、用地補償、生活再建、ダム本体施工を経て管理段階に至ることから、多種にわたる工程と多額の事業費を必要とするプロジェクトである。

また、公共事業については、一層のコスト縮減、工期遵守に取り組んでいくことが求められている。

鶴田ダム再開発事業は、平成１９年度に建設事業に着手し、これまで地質調査、概略設計、環境調査等を行い、現在は基本設計、環境調査等を実施すると共に工事用道路の整備を行っている。今後は、本体工事へと移行していく。

このため、鶴田ダム再開発事業においては、コスト縮減策やその実施状況、工事工程の進捗状況等について、第三者の意見を求める機関として学識経験者から組織される、鶴田ダム再開発事業費等監理委員会を設置し、これまでにも増して一層の事業費・工程監理の充実を図るものである。

平成２０年８月６日

鶴田ダム再開発事業費等監理委員会規約

（名　称）
第１条　本会の名称は、鶴田ダム再開発事業費等監理委員会（以下、「委員会」という）とする。

（目　的）
第２条　委員会は、鶴田ダム再開発事業全般及び激特事業における実施状況及び進捗状況等について確認を行い、事業費及び工程監理の一層の充実を図るために川内川河川事務所長（以下「事務所長」という）に対し意見を述べることを目的とする。

（組　織）
第３条　委員会は、別表に掲げるものをもって組織するものとし、川内川河川事務所長が委嘱し非常勤とする。
２　委員会には委員長を置き、委員長は、委員の互選によって選出し、委員会を総括する。
３　委員長は、各委員の意見を聞き、必要に応じて委員を増員及び専門家等の招集等を行うことができる。

（委員会の所掌事項）
第４条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
一　事業の実施状況及び進捗状況の確認
二　コスト縮減の方策の検討状況及び実施状況の確認
三　上記以外に、委員会が必要と認めた事項

（委員会の開催）
第５条　委員会は、原則として毎年度１回を基本とする。
２　前項の外、委員長が必要と認めた場合は随時開催することが出来る。
３　委員会は、事務局又は委員会の発議により委員長が招集する。

（事務局）
第６条　委員会の事務局は、国土交通省川内川河川事務所　工事課に置く。

（公表）
第７条　委員会は非公開とし、議事要旨について後日公表する。ただし、委員会が認める場合においてはこの限りではない。

（守秘義務）
第８条　委員は、本委員会により知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（規約の改正）
第９条　本規約の改正は、委員総数の三分二以上の同意を得て行うことができるものとする。

（その他）
第１０条　本規約に規定していない事項については、必要に応じて委員会で定めることができる。

附　則
１　本規約は、平成２３年８月２６日より適用する。

別表

鶴田ダム再開発事業費等監理委員会　委員名簿

氏　　名	役　職　名
疋田　誠	鹿児島工業高等専門学校　名誉教授
北村　良介	鹿児島大学　大学院理工学研究科　教授
栗原　淳一	鹿児島県　土木部長